

學界消息

アジア・アフリカ法律諮問委員會
カイロ會議に出席して

大 平 善 梧

(一) 會議の日程と議題

アジア・アフリカ法律諮問委員會の第二會期は、一九五八年十月一日より十四日まで、アラブ連合共和國の首都カイロにおいて、ビルマ・セイロン・インド・インドネシア・イラク・日本・アラブ連合・スダンの九カ國の委員が出席して開催された。この法律諮問委員會は、一九五七年四月十八日から二十七日まで、インドのニューデリーにおいて、第一會期を開催し、ここにてこの準政府間團體たる委員會が正式に發足した。この法律諮問委員會は、ビルマ・セイロン・インド・インドネシア・イラク・日本・シリアの七カ國を原委員としており、従つてアジア法律諮問委員會と稱していた。ところが、一九五八年二月にシリアはエジプトと合邦して、新たにアラブ連合共和國が成立し、この連合がシリアの地位を承繼し、當然にこの會

議の原委員國にアラブ連合がなつた。そこで會名も、アフリカを追加して、アジア・アフリカ法律諮問委員會とすることに變つた。また第二會期は、第一會期の申し合せによつて、一九五八年の七月にセイロンで行われるはずだったが、同國に國語問題にからんで國內騷擾があり、そのため開催國を辭退したため、アラブ連合が引受けて、カイロにおいて開催されることになった。

現在この會の加盟國は、前記の七原委員國の外に、後に加盟を認められたパキスタン及びスダンの二國がある。しかし、カイロ會議にはパキスタンは委員を派遣しなかつた。これは開催地をパキスタンが好まなかつたためでないかと想像された。この外に、オブザーバーの参加をその都度認められている。第二會期では、カンボジャ・フィリピン・タイの三カ國の外に、アラブ連盟がオブザーバーを派遣することが承認された。主催地の關係もあつたが、アラブ連盟のオブザーバーが度々發言を許されたのは、議事規則上やや異例の感じがした。フィリピン及びタイの二國は近い將來にこの會議へ正式に参加する可能性が多いと觀察された。

左に各委員の氏名を掲げて置く。

ビルマ Burma

首席委員 ウ・ミン・テイン U Myint Thein, Chief

Justice of the Supreme Court of Burma.

副委員 ウ・ニヤン・チン U Nyunt Tin, Assistant

Attorney General, Union of Burma.

セイロン Ceylon

首席委員

ハスナ・ハサン H. H. Basnayake, Queen's Counsel, Chief Justice of Ceylon.

副委員

タム・ハーン H. W. Thambiah, Queen's Counsel and Commissioner of Assizes, Ceylon.

インド India

首席委員

セタル・ヴァン・M. C. Setalvad, Attorney General & Chairman of Law Commission of India.

副委員

サハジ・サチン・チャウハリ, Senior Advocate, Supreme Court of India.

インドネシア Indonesia

首席委員

ジ・ビ・デ・ソエハルト Achmad Soebardjo Djoadisoerjo, Ambassador of Indonesia to Switzerland.

副委員

タジブ・ナジブ S. H. Tajibnapis, Minister Counsellor, Indonesian Embassy, New Delhi.

イラク Iraq

首席委員

ザカリヤ Hasan Zakaria, Legal Adviser and Acting Under Secretary of State for Foreign Affairs.

副委員

アブ・ハシム・アブ・アミール Abdul-Amir El Ejaili, Deputy Public Prosecutor.

日本 Japan

首席委員 高柳賢三 憲法調査會々長

副委員 大平善梧 一橋大學法學部教授

アラブ連合共和國 United Arab Republic

首席委員

アベル・アズィズ・モハメド, President of the Court de Cassation.

副委員

エズ・エル・ディネ・アブドゥラ, Dean of the Faculty of Law, Ein Shams University.

スダン Sudan

尙各國は必要に応じてアドバイザトを派遣した。日本はカイロ大使館の佐藤参事官小高書記官の外に、ローマ大使館から安田書記官を派遣したが、結局はそのうち安田書記官が始終全權委員について熱心に協力した。尙ニューデイルの事務局からセン氏 Mr. B. Sen が來訪し、その優秀な才幹によって巧みに本會を運営して行ったことは特記すべきであった。

カイロ會議の議題は次ぎの如くであった。その法律問題に關する分だけを記して置くにとどめて、運営及び組織に關する事項は省略した。

○委員會規程第三條(b)項に基づく參加國政府から諮問された

法律問題

1. 外交特權 Diplomatic Immunities:
2. 犯罪人引渡の原則 Principles of Extradition:
3. 商取引に關する國家の免餘 Immunity of States in respect of Commercial Transaction:
4. 二重國籍 Dual Citizenship:

5. 外國人の地位 Status of Aliens

○委員會規程第三條②項に基づく共通の關心がある法律事項

1. 婚姻事項に關する外國判決の承認 Recognition of

Foreign Decrees in Matrimonial Matters:

2. 法律扶助 Free Legal Aid.

右の議題は、すべてカイロ會議において論議されたが、外交特權については委員會としての一應の報告を作成して終了したが、その他は第三會期の議事に繼續することになった。なお、第三會期は、一九五九年十一月末セイロンにおいて開催されることに決定した。第四會期あたりは、東京にくる位の豫定になりそうである。

(11) 會議の議事

このアジア・アフリカ法律諮問委員會は、參加國政府が指名した法律委員が集合して、法律問題を討議し、委員會としてその結果をそれぞれの政府に報告するのが任務であり、本來は各國政府の諮問に集團的に答えるのが建てまえである。カイロ會議は、定められた議事日程に基づき、まず日本が報告者になっていた外交特權から論議を進め、一應すべての議題について、各委員の意見を徴するやりかたで議事を處理して行った。會議の結果よりも、各國委員が參加することが意味があり、從つて毎日のように夜は招待があつて、委員相互の交誼がはかられたが、その方も國際會議の通例ながら相當の精力を要するものであつた。

次ぎに簡単に議題の各項目について、論議の經過を略述することにしたい。

(1) 外交特權

外交特權の報告者にはわが高柳賢三氏が當つた。報告書はすでに提出してあつたが、これは東京の外務省が中心になつて、國際連合の國際法委員會第九會期の報告、すなわち「外交關係及び外交特權免除に關する條約案」を一應基礎として作成されたものである。しかし、この委員會が九月に延期され、その結果すでに國際法委員會第十會期の報告が出來ていたので、日本案はこの報告と對比されることになり、前半は日本案を先議したが、後半は第十會期草案を先議する方法が採られて、その點は會議の議論を豊富にした効果はあつたかも知れないが、やはり日本側の準備不足を露わした傾きのあつたことは否定できない。

外交特權の問題は、ニューデイル會議においてインド政府によつて提示され、(1)國內立法によつて規制することが適當であるか否か、(2)國內立法によるとすれば、包括的に國際法を受容する形がよいか又は詳細に國內法で規定すべきか、(3)國內法上で問題が起つたときに裁判所の意見が優先するか外務省の意見を參酌すべきかの問題が議論された。ところが、アラブ連合が新しく參加した形になり、その發言で外交特權に關する條約を作成するよりも寧ろ國內立法にまかせた方が良いとの意見が強くなり、日本が條約として作成した報告は政府に對する勧告の大綱と言う風に變化したことは特記せねばならない。國際法の

發達の點から見れば、やはり條約説の方が好ましいのであり、その點日本側として一應主張して態度を明らかにして置いたが、固執はしないと軟化せざるをえなかった。

外交特權制度は、古くから殆んど國際的に確立し終った制度であり、國際法委員會第十會期の報告はなかなか周到にできた草案であり、これ以上の條文を僅かなカイロ會議によって案出することは困難であつた。ただ新興獨立國として如何に既成の國際法制度を受容すべきかという問題は切實であり、その意味から各委員の發言には相當傾聴すべきものがあつた。議論となつた主な點は、(1)第三國人を外交使節に任命する場合の問題、(2)私的使用人の地位の問題、(3)特權と免除との區別の問題、(4)相互主義の問題などであつた。

國際法上で外交特權などは客觀的に制度化すべきであつて、今さらに相互主義を採り入れて國により待遇を變えて複雑にすることは考へものであるが、アジア諸國はしきりに平等互恵を主張するのは、平和五原則の影響ばかりではなくて、その國家的利益を反映してゐることが了解された。

インドが外務省の解釋勸告制度 certificate を英國から繼受して盛んに振りまわす傾向があつたのは注目すべきである。日本にはこの制度はできていない。或いはこの點は反省改善してよいことではなからうか。

(2) 犯罪人の引渡
事務局の用意した質問書に基づいて各委員の意見が個々に徴せられた。

一 犯罪人引渡の法的義務(六の質問)

二 自國人及び第三國人の引渡(九の質問)

三 犯罪人引渡の制限(九の質問)

四 引渡犯罪(三の質問)

五 引渡の手續(九の質問)

六 引渡請求の競合(一の質問)

七 不當被逮捕者の回復(三の質問)

日本はこの問題について、相當詳細な覺書と附屬資料を提出してゐたので、各項目別に改めて應答をなす必要は認められなかつたわけであるが、各國の例に倣い、私が答辯に當つて簡単な説明を行つて置いた。アラブ側が犯罪人引渡の條約集を配布し、質問にたいする答も豫めプリントにして提出しておいた周到な用意振りには感心させられた。日本の法制が比較的完備してゐたために、答辯は容易であつたが、やはり、この方面の研究がわが學界に不足している點は改めて考量しておく必要がある。

(3) 二重國籍

事務局の用意した質問書に基づいて前例通り各委員の意見を個々に徴して議事を進めた。

一 二重國籍の取得(八の質問)

二 二重國籍者の自國に居住するもの地位(九の質問)

三 二重國籍者の自國に居住しないもの地位(四の質問)

四 二重國籍を有する外國人の地位(五の質問)

五 解決方法

日本は第一會期に覺書を提出しており、またこの質問表については、中大の桑田教授より詳しい解答表が提出されていたために、委員團としては非常に力強い思いをなした。安田書記官がこの應答の任を擔當し、立派な意志表示をなしたのは幸いであつた。

東南アジアにおける華僑の地位などの微妙な問題は直接にてこなかつたが、寧ろこの邊の各國の現地事情がかかる會議で知りうるならば大きな收穫だと思われるのだが、法論理だけに走つて、法事實の探求に注意が足らぬのは遺憾だと思われる。少しく政治的問題になつても遠慮せずに議論を進めてみたら面白いと考えられる。

アラブ連合より二重國籍に關する協定案が提出されたが、これは次ぎの會期に移送された。

(4) 商取引に關する國家の免除

日本側には一番用意の足りなかつた部分であるが、理論的な研究はもちろん古くからわが學界で行われてきた。前回から佐藤和男氏がこの部分を引き受けて報告書を提出しており、高柳賢三氏の鑑定書も持参したけれども、具體的な論議準備はやはり足らず、質問にたいする應答に當つた私は相當苦しめられた。もちろん、事務局の用意した質問書に基づいて各項目毎に委員の意見を徴して行つた。

一 國家免除の概要(六の質問)

二 準公的性格の政府活動(五の質問)

三 純粹私的・商業的性格の政府活動(三の質問)

四 公企業(四の質問)

五 通商代表の位置(五の質問)

六 外國政府及び外國公企業に對する訴訟(四の質問)

七 問題の解決策(二の質問)

この問題については、アジア・アフリカ諸國は可なり後進的地位にあり、國家資本によつて經濟開發を行わねばならない立場にあるために、なかなか一般國際法上の理論通りの發言がでてこなかつた。インドネシア代表は前回も國家責任を強調していたが、今回も若干の緩和を見せたけれども、なお依然として國家企業の特權免除を要求していた。國家の地位と公企業の地位を區別しようとする動きも見られた。

高柳賢三氏が私の意見を補足する意味で、國家と公企業(state trading organization)の區別を考へ方を否定して、日本の對外經濟活動の法的待遇の平等化を主張されたことは、ここに特に記録して置かねばならないところである。丁度カイロに通商交渉のために小田部參事官一行が見えて居つて、色々な貿易上の知識を入手できたのは好都合であつた。

(5) 外國人の地位

日本はすでに覺書も前回出しており、また法務省の準備した解答表もカイロ會議のため用意していたが、若干は本省の管轄外だと言つて質問に答えてない項目もあつた。しかし、高柳賢三氏が老巧にこれらも處理して大過なく終ることができた。

事務局が用意した質問表は左の如く詳細を極めたものであつた。

- 一 外國人の入國 (六の質問)
- 外國人登録 (一の質問)
- 庇護權 (四の質問)
- 二 入國後の外國人の地位
- 外國人の個人的自由 (十の質問)
- 財産權 (二の質問)
- 課税強制公債等 (四の質問)
- 徴兵強制課役 (二の質問)
- 三 本國の保護權
- 四 外國人出國の制限 (三の質問)
- 五 外國人の釋放 (六の質問)
- 六 外國人の待遇に關する國際責任
- 國家機關の行爲に關する責任 (六の質問)
- 個人の行爲に關する責任 (三の質問)
- カルボー主義 (二の質問)

この問題は相當に微妙なところがあり、なかなか一概には立言できないところであつて、アジア・アフリカ諸國の諸制度の現狀に注目するときに、日本として治外法權的な古い考え方は捨てる必要があるにしても、ただちに一般國際法上の理論だけで行つて、人民保護權の行使が十分であるかどうか疑問となることが起つてくるのではないかと懸念される。内亂が通常の政變だというような國家において、私人の行爲につき一切國家が責任を負わないし、司法的救済があれば外交問題とはならないと言ふ一本調子でゆかない面が生じやしないか。相當にこの邊

のところは現地事情とにらみあわせて考へておく必要があるだろう。

中國の不平等條約の研究を行い、從つて外國人の地位を歴史的に考察してきたものにとつて、アジアにおける現在の外國人の法的地位をも改めて研究しておくことが望ましいと感じられた。この際、通商條約と組みあわせて日本人の對外活動の法的保護の問題に注目すべきであらう。

(6) 婚姻事項に關する外國判決の承認

セイロンのタムビニア副委員から非常に努力した報告書 *Report on the Recognition and Enforcement of Foreign Decrees in Matrimonial Matters* by H. W. Tambiah. が提出されたが、各委員にはカイロにおいて配布され、十分に吟味する餘裕がなかつたので、第三會期に延期せられることになった。日本としてもこの報告を咀嚼した上で、さらにわが立場を考慮したより秀れた覺書をセイロン會議まで準備して置かねばなるまい。この方面は日本の民法學者訴訟法學者國際私法學者の協力をあおがねばならぬ分野であり、かかる會議が契機になつて共同研究が組織化されることが切望される。

(7) 司法扶助

これは日本とセイロンが初め熱心に取りあげた問題であるが、まだアジア・アフリカ諸國の現狀はそこまで事情が進んでおらぬ様子であり、前回日本から覺書が提出されただけで、今回は殆んどこの問題はとりあげられなかつた。時間の餘裕がなかつたばかりではない。各國の法制度についての共同歩調が

整つてないことも原因していると思われる。テーマを選ぶ場合にも注意を要するところである。

(三) 會議の印象

アジア・アフリカ法律諮問委員會のカイロ會議に出席してみて、今さらながら痛感されたことは、日本の法學界の鎖國性と言ふことである。日本は明治以來大いに努力して歐米の法律を輸入してきた。そして繼受した法律をわが國に合うように工夫して諸制度を育成運用してきたわけであるが、何と言つても輸入と模倣の方が先きで、輸出や建設の方はお留守になつていたように思われる。しかも、輸入したものが、中進國であるためか、そのままに外國に出しても恥かしくないような形にはされなくて、逆に語學の點でもまた考え方の點でも、特別な鎖國狀態になつてしまつておるといふ現状である。法學にも國際的水準があるのであるから、これを目標にして世界に出して恥かしくない法理論を展開できるようにせねばならぬと感ぜられてならない。

アジア・アフリカ諸國では、外國法を祖述して、そのままの形でおるから、反つて後進國であるために今の姿が立派に保ちえられ、世界的水準から見てもそれほど遜色のない法學者が出て居ることはもっともな次第である。インド・ビルマ・セイロンなどでは英國流の法學教育が徹底して、事實を尊重し、判例を重視する堅實な學風が残つておるのはたのもししい限りである。獨立して後は反つてその學的一般水準が落ちやしないかと

惧れるものであるが、今のところは、わが法學者や裁判官よりも遙かに秀れた國際的人物が居ることに感服した。わが若き世代の奮起を待望すること切なるものがある。他事ながら、わが國內での學閥や派閥などの争いは笑止千萬である。全體としてのわが學界の學的水準を高めることに一重に努力したいものと熱願する。

アジア・アフリカ法律會議では、英語が會議用語になり、コンモン・ローが考え方の中心になつてくる。會議出席者がもっと英法の知識を涵養しておくことが必要のようである。もちろん、エジプトやシリアが参加してくれば、フランス語も會議で使用するこゝろになり、大陸法も重要視されるようになってくる。これまでインドだけが支配していた會議に、アラブの聲が浸透してくることも否定できない。しかし、新らしく獨立した國の多くは舊英帝國の支配下にあつたもので、改めて英法の勢力範圍の廣大なのも見直すのである。とにかく、觀念の亡靈に踊るのはやめて、靜かに事實の前に頭をさげる謙虛さを學びたいものである。

會議の空氣は、案外に普遍性があり、國際的な價值が通用することを知つて寧ろ驚いた程である。餘り變な議論がでないばかりか、アジア的だと考えられる主張さえ現われてはいなかった。良いものはやはり良いのだ。もつとわれわれ法學者の眼界を廣げてゆこうではないか。

(一橋大學教授)